

- ◎食料サミット宣言／アフラインション／ハイオ燃料政策
- ◎食料への権利／ネオ・トリアシヨナル・フードシステム
- ◎からんター・ヘンニ

久野秀二 (京都大学大学院経済学研究科准教授)

# 第1部

## 食料価格高騰と国際社会の対応

1



特集◎「食料危機」に直面する世界と日本——存在感を増す発展途上国

昨年来の穀物・油糧作物価格の世界的高騰が今春に記録的な水準に達し、暴動を含む混乱が世界各地で頻発した。国際機関による相次ぐ緊急支援や各種「シナプ」の発表、今年6月にロンドンで開催された食料サミット(「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合」)などの動きをみると、国際社会の対応は早かったようにも思われるが、発展途上国や市民社会組織の評価は違う。食料サミット宣言の本文は次の一節ではじまる。「われわれは、『世界の食料安全保障に関するロンドン宣言』および『世界食料サミット行動計画』を採択した、1996年の世界食料サミットの結論、および世界食料サミット5年後会合にて確認された、2015年ま

### 1 はじめに

「食料危機」の打開に何が必要か？ 繰り返し開催される国際会議で何が喧伝され、何が黙殺されているのか。国際機関において錯綜する利害と「テロギ」を紐解き、根本的な打開の道を探る。

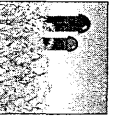
## 農業と経済

2008年12月号  
第74巻 第14号

### 目次

# 12

3	東西南北 食料危機にみる時代の転換	古沢広祐
	特集●食料危機に直面する世界と日本 ——存在感を増す発展途上国	
	第1部 食料価格高騰と国際社会の対応	
5	食料サミットと国際機関の対応	久野秀二
19	WTO、日本は何を訴えるべきだったか	小池恒男
30	アフリカ農業への開発援助と日本の役割	西牧隆雄
39	東アジア地域の食料安全保障 ——コメ備蓄構想への日本の貢献	鈴木宣弘
48	WTO交渉で発言力を高める発展途上国	千葉 典
	第2部 発展途上国で何が起きているのか	
58	アジアの玉米騒動とその教訓	
	——インドネシア、フィリピンの事例から	福井清一
64	食料増産・輸出規制に乗り出した中国	池上彰英
72	南アフリカにおける「共生」と「食糧増産」の課題	津山直子
77	アフリカで求められる「緑の革命」	若月利之
87	【コラム】トウモロコシ価格高騰と食料安全保障 ——タンザニア小農民による価格変動リスクの回避戦略	辻村英之
91	連帯を広げる世界の小農運動 ——ピア・カンベンシーナ	真嶋良孝
	【全国農業コンクール優秀事例から】	
97	赤城高原から全国の仲間と広域連携 ——全国ネットで農産物の周年安定供給をめざす 株式会社「グリソリーフ」代表取締役 澤浦彰治さん (群馬県)	岡 貢
	【フックガイド】	
118	出村克彦・山本康貴・吉田謙太郎編著 「農業環境の経済評価——多面的機能・環境測定・エコロジー」	矢部光保
119	甲斐諭著 「食糧資源の経済分析——情報基型村域経済消をめぐって」	胡 柏
120	福井県立大学・team429 とその仲間たち編 【おーい！イノシシ——team4429 と考えるこよみのからの鳥獣害対策】	榊中奈美江
121	矢内論編著 佐藤直由・佐藤利明・石沢真貴著 【自立・交流する中山間地域——東北奥山山村からの地域デザイン】	橋口卓也
122	研究動向 農業を中心とした持続可能な社会の形成を目指して	森本英嗣
106	グラフでみる白蜜(食料・農業・農村)／森林・林業／環境	農林水産省・林野庁・環境省
103	今月の農林統計	東 洋也
114	農政談義	大村好一
126	最近の文献・研究動向主要文献リスト	
129	2008年「農業と経済」総目次	



でに栄養不足人口を半減させることを喫緊の目標としつつ、すべての国において実施中の飢餓撲滅努力を通じて、少なくとも食料安全保障を達成するという目的、さらにミレニアム開発目標を達成するという公約を再確認する(「農林水産省版訳」)。あつさりと言われているが、時の流れは当事者たちには残酷である。1996年の世界食料サミットで国際社会が飢餓撲滅努力を公約して以降、一部の新興経済大国のおかげで飢餓人口の減少も期待されたものの、約8・3億人とされていた当時の飢餓人口は横ばいで推移してきた。半減目標を2015年に設定しているにもかかわらず、である。そして、国連食糧農業機関(FAO)によれば、昨年来の食料高騰を挟んで飢餓人口は8・5億人から9・25億人へと増加し、今年末までに10億人を超えると思われる。今なお、栄養不足で毎年60万人もの乳幼児が命を落としている事実を前に、公約の再確認をいづまでも繰り返しているわけにはいかないはずである。FAOデパートメント事務局長の言葉を借りれば、「危機の原因と結果は説明し尽くされている。今は行動の時である」。それにもかかわらず、さまざまな利害やイデオロギーが錯綜するなかで、国際社会の対応はあまり前進をみせていない。米国の金融危機に端を発する

食料輸入額は1・95倍に膨らんでいる(先進国は1・58倍)。これら途上国の貧困層は、農民も含め、家計収入の5〜8割を食料購入に充てているのだから、後述するように米国政府が国内食料価格への影響が「軽微」であることを理由にバイオ燃料推進政策への批判に反論する姿は、滑稽ですらある。

こうした事態を引き起こした要因は多岐にわたっている。各要因とも影響は決して小さくないが、さらに複合的に重なりあうことで巨大な嵐が形成されるイメージから、これを「パニック・ストーム」と表現する記事も散見される。第1に、新興経済国(＝人口大国)の急速な成長によって食料・飼料需要が急増したことが根底にあるとされている。柴田明夫氏が「これまででの周期的変動ではなく、構造的な変化すなわちパラダイム変化である可能性が高い」とする場合の主要な根拠は、中国・インド等の先進国並み資源消費国への成長である。これに以下の諸要因が複合的に絡みあつて食料価格の歴史段階的な高騰が生じている、とするのが一般的な理解である。

第2に、市民社会組織や一部の国際機関が批判を強めているように、米国やEJ1諸国で推進されているバイオ燃料向けのトウモロコシ・油糧作物需要の急増が

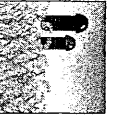
世界同時不況が叫ばれる現在、緊急援助の履行すら危ぶまれている。本稿では国連機関や世界銀行などの国際機関に焦点をあてながら、それらの対応をめぐる問題とその背景について議論を進めたい。そのうえで「食料危機」打開をめぐる「二つの道」を整理し、今後の政策展開と研究課題に示唆を与えたいと思う。

2 「食料危機」の諸要因

一般に「食料危機」と呼ばれる今般の食料高騰の様相は各種メディアを通じて紹介されているが、ここで簡単に振り返っておきたい。2005年1月から2008年4月にかけての、小麦2・4倍、トウモロコシ2・6倍、コム3・5倍、大豆2・5倍という著しい価格高騰は、原油の2・4倍を上回っていた。食料価格全体で、昨年は24%、今年は8月までだけで50%も上昇している。先進国ではエネルギー高騰が物価上昇の主因とされるが、新興経済国や発展途上国では食料高騰が消費者物価上昇に大きく寄与しているいわゆる「グレート・シフト」である。とくに基本食料を輸入に依存する低開発諸国へ及ぼす影響は深刻である。FAOによれば、この2年間で低所得・純食料輸入途上国の

食料高騰に拍車をかけた。バイオ燃料政策と食料価格の関連性を分析したものと、たとえば、昨年12月に国際食料政策研究所(IFPRI)が発表した報告書は、バイオ燃料生産の拡大が食料価格と低所得国の食料消費に及ぼす影響に懸念を示した。OECDは「バイオ燃料支援政策の経済的評価」で、OECD諸国のバイオ燃料生産への政策支援は割高で、温室効果ガス削減とエネルギー安全保障改善への効果が限られる上、世界の穀物価格に大きな影響を及ぼすとしている。ただし、価格高騰への影響を過大評価すべきではないと付け加えている。また、世界銀行「エネルギーレビュー」の試算によると、エネルギー・肥料価格の高騰やドル安の寄与率は25〜30%で、残り70〜75%はバイオ燃料需要、それに伴う土地利用の変化と在庫率の低下、それが誘発した投機的活動と輸出規制が寄与したとされている。結論的に「バイオ燃料向け需要の拡大が最大の要因である」と指摘し、バイオ燃料推進政策の再考を促している。他方、米国農務省・エネルギー省は、1〜4月の消費者物価指数上昇へのバイオ燃料需要の寄与度は全体の4〜5%にとどまるとした。

これらに加え、第3に、わが国ではオーストラリア小麦の大旱魃が知られるが、ここ数年、主要作物の主



産地が旱魃や水害の影響を頻繁に受けるようになった。気候変動(地球温暖化)の影響も指摘されている。需要急増と供給不安定の結果として、世界の穀物在庫率が危険域にまで低下している。需給調整弁である在庫率が低下すれば価格変動は増幅せざるを得ず、そのことが投機資金を呼び込むことにもつながった。

そのため、第4に、一部の生産・輸出国は国内需要を優先するとともに高騰する国際相場が国内市場に波及するのを防ぐため、主要作物の輸出規制措置を発動した。とくにコムをめぐっては、インドやベトナムをはじめとする輸出国が禁輸措置をとったため、国際価格の指標とされるタイ米に買いが殺到したことがコム相場急騰の直接の引き金になったとみられている。全体的には、輸出規制措置は食料価格高騰の主要な要因とはいえないが、食料サミットやG8洞爺湖サミットで先進諸国が口を揃えて批判したのがこれである。

そして第5に、世界的な低金利傾向やサブプライム住宅ローン問題を背景に、有望な投資先を探していた巨額の投機資金が相場上昇を見越して穀物市場に流入してきたことが、価格高騰に追い打ちをかけた。投機資金は世界全体で約50兆<sup>ドル</sup>程度と推定されており、市場規模が約2000億<sup>ドル</sup>の原油、約1000億<sup>ドル</sup>のト

### 3 国際機関の対応と対立する利害

#### (1) 相次ぐ緊急食料援助の呼びかけ

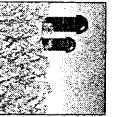
2008年4月28、29日、国連や世界銀行など27国際機関の首脳がスミス・ベルンに集まり、食料危機への対応策を協議した。国連はまず、緊急食料援助を担当する世界食糧計画(WFP)の現行予算29億<sup>ドル</sup>に加え、2008年分だけで新たに7.55億<sup>ドル</sup>の追加拠出を要請した。FAOも、低所得食料輸入国に農産物種子や肥料を提供することを柱とする生産支援計画(食料価格高騰イニシアチブISFP)に17億<sup>ドル</sup>の拠出、国際農業開発基金(IFAD)は2億<sup>ドル</sup>の資金援助を表明している。また、世界銀行は、ゼリリツク総裁が4月に提唱した「新ユニバーサル政策」の下、緊急融資制度12億<sup>ドル</sup>や最貧国援助信託基金2億<sup>ドル</sup>を新設したほか、農業支援額全体で本年度40億<sup>ドル</sup>から来年度60億<sup>ドル</sup>に増額する計画を発表している。日本も5月に開催したアフリカ開発会議(TICAD IV)を機に、1.5億<sup>ドル</sup>相当の緊急食料支援を約束している。全体を通じて、国際社会による緊急支援額は約65億<sup>ドル</sup>に達する。しかし、FAOの事務局長によれば、飢餓根

ウモロコシ・大豆・小麦市場に流入すれば価格暴騰が生じることは容易に想像がつく。しかし、投機資金が実際のくらしい食料価格高騰に寄与しているかを算出するのは容易ではない。欧州委員会の報告書でも「アジアレポートな作業」と表現されている。価格変動要因のうち「需給バランスで説明できない部分(プレミアム)」を推計した経済産業省「通商白書2008年版」は「天候変動による作物予測や輸出国の輸出規制などのさまざまな需給要因と投機資金等のテクニカルな要因が複合的に影響」した結果、実績値在庫量変動による価格高騰を大きく上回って上昇したことを確認している。強弱の差はあれ、以上の諸要因が複合的に作用した結果として食料価格高騰が引き起こされたことはほぼ共通認識となっている。しかし、筆者はこれらを食料高騰の「要因」とみなすだけでなく、さらに現代の農業・食料システムに内在する「矛盾の発現」ととらえ、その根本的打開の道を探るところまで国際社会が進めるか否かがいま問われている、と考える。実際、農業・食料システムの抜本的な改革に向かわず、表面的で個別的な対応策にとどまっている各国・国際機関の対応に、市民社会組織や国連機関の一部から厳しい批判が投げかけられている。

絶対に必要な追加的予算は年300億<sup>ドル</sup>とされる。巨額に見えるが、氏は世界の軍事費1兆2000億<sup>ドル</sup>と比べ、政治的意思さえあれば十分に達成可能な額であると訴えている。さらに付け加えれば、金融危機への対応に、米国だけで7000億<sup>ドル</sup>規模の財政出動が計画されている。また、食料高騰の一因でもあるOECD諸国のバイオ燃料生産支援に2006年だけで110億<sup>ドル</sup>以上の政府補助金が投入されている。そもそも、国連人権理事会「食料への権利」特別報告官のオリビエ・デシュニタールが「過去20年の過ちのツケが回ってきた」と指摘するように、また、国際NGOのアクションエイドが「農業投資を怠り、小規模農家支援を解体するといった長年の失政のツケを食し、い人びとが払うのは、一種の暴力だ」と非難するよう。これら緊急食料支援策の背景に、1984年に80億<sup>ドル</sup>規模だった農業援助額が2004年には34億<sup>ドル</sup>まで減少し、政府開発援助(ODA)に占める農業の割合が1980年の17%から2006年の3%にまで落ち込んできた事実を見ないわけにはいかない。

(2) FAO食料サミットと解消されなかつた利害対立

6月3、5日にロンドンで開催されたFAO食料サ



181か国の代表が参加した。最終日に採択されたサミット宣言の内容を要約すれば次のようになる。緊急、短期的対応として、①食料援助の早期実施と食料援助額の増加、②食料生産支援のための種子・肥料・飼料や技術の供与、③WTOドーハ・ラウンドの早期妥結、④輸出制限措置の抑制が盛り込まれた。中長期的対応としては、①生産・加工・流通インフラをはじめとする農業投資の拡大、②気候変動緩和と生態系保全に役立つ農業生産システムの構築、③農業・食料に関する研究開発投資の推進、④持続的なバイオ燃料生産に関する調査研究と国際的対話の推進、となっている。

実は、前述した4月末の国際機関首脳会議をもとに、国連事務総長が座長を務めるグローバル食料危機ハイレベル作業部会が設置され、食料サミットの場で「包括的行動枠組み（食料危機行動計画）」草案を発表している。サミット宣言にも反映されているが、サミット内外での議論を通じて、いくつかの点で利害対立が浮き彫りになっており、7月に提示された包括的行動枠組み最終版に若干の修正が加えられた。

まず、バイオ燃料をめぐって、ブラジルと米国の2大生産国が擁護論を展開したため、世界の食料安全確保が活発化してきているのは当然である。

（1）市場主義・生産力主義による「打開」の道  
これまで考察してきたように、「食料危機」に対する国際機関・国際学会の対応は、食料高騰の要因とされるバイオ燃料推進政策や投機資金に対して有効な策を打ち出せていない。その一方で、いずれの宣言も、WTO自由貿易体制を既定路線とする立場からドーハ・ラウンドの早期妥結を促すことに重きを置いている点は重大である。周知のように、ドーハ・ラウンドでは保護削減基準（モタリナイ）をめぐって、重要品目の削減や低関税輸入枠の拡大などを要求する一方、輸出補助金などは温存する不公平な合意案が提

#### 4 「食料危機」打開に向けた二つの道

示されていた。7月におこなわれた農業交渉は結局、輸入急増時に関税を引き上げる途上国向け緊急輸入制限措置（特別セーフガード）や米国の農業補助金削減額をめぐって、インド・中国に牽引された発展途上諸国と米国との対立が解消されず、決裂に終わった。

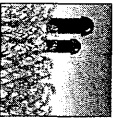
国連人権理事会「食料への権利」前特別報告官のジャン・ジグレルは、再三にわたって「自由化された世界市場のみが飢餓を解決できる」とする議論の誤りを指摘していた。食料サミットと並行して開催されたNGO会合は、「自由貿易協定など食料の自由取引は食料危機の解決にならない」と訴えたが、サミット後の談話で、農業貿易政策研究所（IATP）をはじめめとする世界中の市民社会組織が批判したのも、食料サミット宣言がWTOドーハ・ラウンドの迅速な妥結を主張した点である。IATPのアレクサンドラ・スピルドツホは交渉決裂について、「貿易自由化が地域の食料システムを不安定化し、農民を傷つけ、今日の食料危機の長期的および短期的な要因となっている」との理解が広がっていることと表れ、だと指摘した。同時に、世銀等による途上国向けイニシアチブは「農民を支援し、食料主権を促進するためではなく、貿易の流れを拡大するため」に向けられており、結局は輸

圧力に抵抗」する決意まで行っている。しかし、野放しの金融資本主義が世界経済の攪乱要因であることは、いまや誰の目にも明らかである。米国発の金融危機が世界中に波及しつつあった9月、欧州議会は欧州委員会に対してヘッジファンドへの直接規制を含んだ立法措置を求める決議を採択した。9月末の国連総会一般討論でも投機経済への批判が相次ぐなど、投機資金を規制する議論が活発化してきているのは当然である。

障への影響を懸念する発展途上国やEJ諸国との対立が残った。国際機関や研究者、市民社会組織から実証的な批判が相次いで出されているにもかかわらず、サミット宣言では「持続可能な生産と利用のための詳細な調査研究」と「食料安全保障と持続的發展という文脈での国際的対話」の必要性を確認するだけだったが、さらに包括的行動枠組みでは「合意形成」の必要性に触れるにとどまった。

輸出制限措置についても、国内への供給を優先するためこれを擁護するロシア、中国、アルゼンチン等の生産輸出国と、食料輸入国や保護主義化を回避したい先進諸国との対立が顕在化した。サミット宣言と包括的行動枠組みは「制限的措置の使用を最小限に抑える必要」を確認するものとなっているが、包括的行動枠組み草案に盛り込まれていた「人道的な輸出处制解除」からは「後退」している。

他方、食料高騰の要因の一つと指摘されているが、いずれの国際会議でも投機資金への規制が真剣に議論された形跡がない。逆に、G8洞爺湖サミット（7月7〜9日）の「首脳声明」は、投機資金の透明性向上を謳っているものの、むしろ「開放的で競争的な資本市場は経済成長を促す」として、「あらゆる形態の保護主義的な



出市場を支配する多国籍アグリビジネスが最大の受益者になるように仕組まれていることへの警戒も隠さな<sup>⑨</sup>い。彼女はまた、前述のハイレベル作業部会が国連機関だけでなく、世銀等のフレットンツツ機関やWTOも重要な権成員としており、その結果、包括的行動枠組みが「どのような貿易が必要なのか」を問い直す視点<sup>⑩</sup>点を欠いていることに注意を促している。

宣言文書等に見られるもう一つの特徴は、「食料危機」打開の道を、とくにアフリカ諸国における農業生産の増大に求め、そのために必要な投入財の供与と農業技術開発への投資を促している点である。途上国の零細農民や都市貧困層が食料高騰の打撃を受けたのは、たんに食料が不足しているからではない点を確認したうえで、筆者は一般論として、農業生産の安定的拡大が必要であること、そのための研究開発投資が必要であることに異論はない。それを国際社会が怠ってきたことについて、ここでは繰り返さない。むしろ問題にすべきは、誰が、誰が、誰(何)のために、どのようにして農業生産を増やすのか、である。

食料サミット宣言は中長期的措置として「途上国農業者が生産性及び生産量を拡大するのとりにくみを支援すること」などを謳っているが、いずれも抽象的

ントやシンジエクタとの直接的利害関係も指摘されており、小農・市民社会組織はAGRAが謳う「アフリカ緑の革命」に警戒を強めている。AGRAはGM技術による品種改良を対象にしないことを明言しているが、疑念は払拭されていない。なぜなら、同じく「アフリカ緑の革命」の必要性を謳う米国政府や産業界がみずからの処方箋——GM作物を柱とするバイオテクノロジーへの投資と商業化の推進、それを妨げる規制の撤廃——を喧伝しており、彼らがヘゲモニーを握る農業・食料システムや知的所有権制度に、公的機関や官民パートナーシップのとりくみも包摂されざるをえないという認識が根底にあるからだ。

食料サミットの会期中、シエラレオネ農務省長官はGM技術の利点として「収量を上げ、肥料と水の使用量を減らし、多様な土壌や気候条件に適した作物を可能にする」ことを根拠なく強調し、市民社会組織から失笑を買った。しかし、「食料危機」状況下の今日、GM批判に対する米国政府や産業界からの反論が、「先進国の豊かな消費者の科学的根拠に乏しい反論が、アフリカ諸国の貧しい零細農民による新技術へのアタセスを妨げている」といった倫理的言説<sup>⑪</sup>を含んでいるだけに、慎重な検証が求められている。

表現にとどまっている。一方、G8洞爺湖サミット首脳声明はより具体的に、2002年に策定された「アフリカ農業総合開発プログラムC(ADP)」の目標を達成するため、国際農業研究協議グループ(CGIAR)や「アフリカ緑の革命同盟AGRA」などの官民パートナーシップを通じて農業技術の開発と普及をめざすとしている。AGRAはグレイツ財団やロックフェラー財団によって2006年に設立され、ナンブ前副事務総長が会長を務めている。2008年半ば時点で約3・3億人を「アフリカ零細農民に適した」品種改良と土壌改良を柱とする生産性向上プロジェクトに投じてきた。いわゆる「緑の革命」への反省を踏まえて、農業技術の改良・開発だけでなく、その移転と普及を妨げてきた物流インフラや市場アクセスを含む農業価値連鎖全体の改良にも注意を向けている。AGRAは「持続可能性と多様性」「農業教育」「農民的知識」などにも言及しているが、そのとりにくみがどこまで従来型の技術移転モデルと生産力主義的開発モデルを脱することができるかについては、小農・市民社会組織から疑問視されている。実際、AGRAを構成する両財団とも遺伝子組換え(GM)作物の研究開発投資に力を入れているだけでなく、モンサ

## (2) 「食料への権利」と生態系利用型農業に根ざした根本的打開の道

今年5月に交代した二人の「食料への権利」特別報告官、ジグレル(前任)とデニエター(後任)は、それぞれ国連人権理事会への報告で、「食料危機」への国際社会対応に欠落している視点として「人権としての食料」を挙げた。「食料への権利」概念は、彼らに固有のものではない。その「健康で活動的な生活を送るための安全で栄養のある食料へアクセスできるといふことは、すべての人が生まれながらに保障されるべき権利である」という考え方は、世界人権宣言を条約化した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(66年採択、76年発効)、いわゆる社会権規約(国際人権A規約)第11条に通ずる。その後、国連機関や市民社会組織で議論が積み重ねられ、1999年の同規約委員会で「食料への権利」の国際法的解釈がほぼ確立した。FAOでも2004年11月の理事会で自主的ガイドライン<sup>⑫</sup>が採択されている。

社会権規約には150か国以上が批准している。国際条約である以上、批准国は「食料への権利」を国民に保障するだけでなく、他国における同権利の行使を妨げ侵害する政策措置をとらない義務を有する。国



家だけではない。国連総会では2001年から毎年のように「食料への権利」に関する決議を繰り返してきたが、2004年以降は多国籍企業にも言及し、2005年以降は世界銀行とIMFにも同権利の尊重を訴えている。さらに、2007年12月の第62回国連総会で採択された決議では、同権利にかかわる国家の政策措置に国際貿易協定も含まれることが確認された。それにもかかわらず、シグレルが人権理事会への報告で、「食料への権利」アローチを掲げる国連機関で、それを正式には認めようとしないアトランクス機関や全決議に唯一反対してきた米政府との間の齟齬を、国際社会の「統合失調症」として厳しく断罪せざるをえないような状況が続いている。アローチも9月の報告で、「食料危機」への国際社会対応に人権アローチが十分に反映されていない現状を嘆いている。各種声明や政策文書で「黙殺」されている視点としてアローチがもう一つ指摘しているのが、今年4月に発表された「開発のための農業に関する知識・科学・技術に関する国際的検証(IASSTD)」の成果である。これは国連機関と世界銀行が2002年に発足させた国際的協議プロセスで、「貧困と飢餓の削減と農村生活の改善、持続的な発展のために、農業に関する知識・

立場に立っている。この報告書に対して、発表時点で60か国の政府が支持表明したものの、そこで批判されている生産力主義的で外部投入依存型の農業モデルを推進してきた多国籍アグリビジネスや業界団体は軒並み否定的な反応を示した。対立軸は明らかである。

## 5 国際政治経済学からの示唆

むすびにかえて

本稿では、食料サミットを中心に「食料危機」状況下にある国際機関の動向を考察してきた。国際機関の研究は主に政治学がとりくんできたが、実際には国際関係における政治と経済の相互作用を踏まえた国際政治経済学アローチが欠かさない。そして、主権国家のみを国際社会の実質的なアローチととらえ、国際政治も国際経済も国家間関係を軸に分析しようとする霸権安定論等のネオリアリズムに対して、経済的取引の増大を通じた国際社会の相互依存関係の高まりを背景に、その秩序システムとして国際機関の役割に注目する相互依存論や国際シム論等の潮流が優勢である。ここでは政府間組織や非政府組織、多国籍企業等も国際関係の重要なアクターととらえられ、国家・社会間の複合的な諸連関が

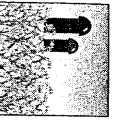
科学・技術をよりよく利用するための方策」を、400名を超える専門家の参加を得ながら4年近くの歲月をかけて検証してきたものである。IASSTD報告書は全体を通じて、持続的で公平な農業開発における小規模生産者の潜在能力を強く支持する内容となっている。そして、農業科学技術の進歩による収量向上と大規模化による生産性向上を確認しつつも、それが一方で大きな環境負荷となり、他方で発展途上国における貧困問題を解決できずにきたことを踏まえ、化学肥料や農薬、特許種子等の外部投入財への依存ではなく、多様な農業生態系の理解とその活用、そこで培われてきた農民の知識や農村女性の役割の再評価、それをコミュニティレベルで支援する科学者との協力(たとえば農民参加型育種)や制度・政策環境の整備の必要性を訴えている。もちろん、新しい農業科学技術の可能性を否定しているのではない。昨年5月にFAOが市民社会組織と共催した国際会議「有機農業と食料安全保障」で報告したFAO担当者は、有機農業をはじめとする生態系利用型農業は「伝統的・経験的な農業を改善するために学際的な科学的専門知を活用するという意味で『ネオ・トラディショナル・フーズシステム』である」と喝破したが、IASSTD報告書も同様の

立場からすれば、この概念はあまりに没階級的・没階層的であり、そこに厳然と存在するヘゲモニーの支配構造をとらえきれない。たとえば、WTO自由貿易体制は一つの国際シムだが、それは人権や環境分野で形成される国際シムと無関係ではありえず、多くの場合、国際政治経済でヘゲモニーを握る覇権的国家や多国籍企業の利害を色濃く反映する前者が、それに規制をかけようとする後者を包摂する傾向にある。そして、それぞれを構成する利害関係主体、すなわち国連機関やアトランクス機関、各国政府組織、農民団体や市民社会組織、多国籍企業や産業団体、シムを跨ぎながら物質的・非物質的な影響力の行使を通じて利害を調整する姿を想起されたい。

もつとも、筆者が依拠する批判的国際政治経済学のナクス」が使われることがある。

立場からすれば、この概念はあまりに没階級的・没階層的であり、そこに厳然と存在するヘゲモニーの支配構造をとらえきれない。たとえば、WTO自由貿易体制は一つの国際シムだが、それは人権や環境分野で形成される国際シムと無関係ではありえず、多くの場合、国際政治経済でヘゲモニーを握る覇権的国家や多国籍企業の利害を色濃く反映する前者が、それに規制をかけようとする後者を包摂する傾向にある。そして、それぞれを構成する利害関係主体、すなわち国連機関やアトランクス機関、各国政府組織、農民団体や市民社会組織、多国籍企業や産業団体、シムを跨ぎながら物質的・非物質的な影響力の行使を通じて利害を調整する姿を想起されたい。





ここで「非物質的」と表現したものは、国際政治経済学や社会学の潮流の一つであるグラムシ理論やコンストラクティビズム(構築主義)が重視する、事象に対する考え方や規範的信条、科学的知見などが政策形成、支配と被支配の構造に影響を及ぼすあり方を指している。農業・食料システムでヘゲモニーを握る多国籍企業や産業団体によるロビイ活動が、経済的影響力だけでなく、各種シンクタンクや科学者・専門家も動員したイデオロギイ戦略(同意による支配)を含んでいるように、小農・市民社会組織によるカウンター・ヘゲモニーも、階層や国境を越えた連帯と多様な専門知の活用を通して、各国・国際機関や国際合会での議論の方向性に直接・間接の影響力を行使するようになっている。国際機関はそうした諸主体間の影響力行使の舞台であると同時に、それ自体が一つの主体となりながら、国際関係の要として機能しているのである。

注

- (1) Declaration of the High-Level Conference on World Food Security: The Challenges of Climate Change and Bioenergy, June 5, 2008.
- (2) FAO, 'Time for talk over? Action needed', FAO

- (12) High-Level Task Force on the Global Food Security Crisis, *Comprehensive Framework for Action*, July 2008.
- (13) ハイレベル作業部会に大きな発言権を与えられている多国籍企業の影響力も無視できない。拙稿「バイオ燃料アームの政治経済学」『農業・農協問題研究』38号、2008年2月、を参照されたい。今年7月には、ADM、デエボン、デアイア、モンサント等が「豊富な食料とエネルギーのための連合AAFE」を設立、他の関連団体とともに「食料 vs 燃料」論の反論とバイオ燃料推進のロビイ活動を展開している。
- (14) WTOも認めるように、一定の条件で食料輸出を制限するのは各国に与えられた権利である。食料高騰下では人道的に批判されるが、これが「先進国 vs 食料輸出途上国」という図式になると議論は政治化する。拙稿を付けた所以である。
- (15) G8 Hokkaido Toyako Summit Leaders Declaration, Hokkaido Toyako, July 8, 2008.
- (16) European Parliament resolution of 23 September 2008 with recommendations to the Commission on hedge funds and private equity, A6-0338/2008.
- (17) Report of the Stakeholder Consultation with Civil Society/Non Governmental Organizations, February 15-16 2008.
- (18) Spieldoch, A., "The Food Crisis and Global Institutions", *Foreign Policy in Focus*, August 5, 2008.
- (19) 貿易自由化(クーパー・ラウレンス早期発給)を通じて

Newroom, June 3, 2008.

- (3) 柴田夫「資源市場のパラダイムチェンジがはじまった——資源化する食糧」本誌2008年5月臨時増刊号所収
- (4) ただし、米国政府は、バイオ燃料政策や国際金融市場への批判をかすねず狙いやWTOドーハ・ラウンド交渉での対立から、中国・インド主犯説を押し出しており、注意が必要である。
- (5) Von Braun, J., 'The World Food Situation: New Driving Forces and Required Actions' (IFPRI's Biannual Overview of the World Food Situation), presented to the CGIAR Annual General Meeting, December 4, 2007.
- (6) OECD, *Economic Assessment of Biofuel Support Policies*, July 2008.
- (7) Mitchell, D., 'A Note on Rising Food Prices', *World Bank Policy Research Working Paper* No.4682, July 2008.
- (8) U.S. Department of Energy and U.S. Department of Agriculture, Responses to Questions from Senator Bingaman, June 11, 2008.
- (9) 最近になり、ロシア・東欧などで豊作が期待され、アジア諸国でも全体的に作柄が良いものの、穀物在庫水準は依然として低水準である。
- (10) European Commission, *High Prices on Agricultural Commodity Markets: Situation and Prospects*, July 2008.
- (11) ActionAid, press release, June 2, 2008.

- (20) 「食料危機」対応をめぐる主導権がローの国連専門機関からニューヨークの国連本部とワシントンのブレックウィッチ機関にシフトしつつあることへの懸念が広がっている。近年は市民社会組織との連携を強めていたFAOについても、食料サミットで十分な事前協議・意見調整がおこなわれず、会議から排除された途上国小農組織からの不満が高まっている。FTC Group, 'Ciao FAO: Another "Fairness" Issue?' Food Summit, *Translator*, Vol.5, No.1, June 2008.
- (21) アフリカにおける農業成長、食料安全保障、農村開発をめざす枠組み。母体である「アフリカ開発のための新パートナーシップN-EPAD」は先進国からの資金援助や技術移転の受け皿であり、小農・市民社会組織からは「ワシントン・コンセンサスの産物」として批判されている。
- (22) デュニスターは8月の報告書草案でAGRAにやや批判的な評価を加えていたが、9月の本報告では脚註でその存在に言及するにとどめている。アフリカにおける「緑の革命」のあり方について、岡氏が招集するルチ・スナークホルダー会議(12月予定)で議論されることになっている。

- (23) この言説が依拠する二つの仮定「GMの批判の非科学性」と「遠上国等細農民の利益」については、拙稿「遺伝子組換え技術はどく向かうか」本誌73巻14号、2007年12月、を参照されたい。遠上国利益論を踏まえ、た倫理的言説の虚構性については、Hisano, S. 'Actuality and Potentiality of Ethical Reflections for Reconstruction of Biotechnology', the 5th CSG/ERSC Conference on Genomics and Society, Amsterdam NL, April 17-18, 2008 で論じた。
- (24) Ziegler, J., 'no title', Report of the Special Rapporteur on the right to food, A/HRC/7/5, January 10, 2008; De Schutter, O., 'Building resilience: a human rights framework for world food and nutrition security', Report of the Special Rapporteur on the right to food, A/HRC/9/23, September 8, 2008.
- (25) FAO, Voluntary Guidelines: to support the progressive realization of the right to adequate food in the context of national food security, adopted by the 127th Session of the FAO Council, November 2004.
- (26) U.N. General Assembly, Resolution on the Right to Food, A/RES/62/164, March 13, 2008.
- (27) IAASTD, Executive Summary of the Synthesis Report of the International Assessment of Agricultural Knowledge, Science and Technology for Development, April 2008.
- (28) Scalabba, N., 'Organic Agriculture and Food Security', A paper presented at the International Conference on Organic Agriculture and Food Security, May 3-5, 2007.
- (29) 米岡 カナタ、オーストラリアの3か国は一部留保した。(30) IAASTDに参加してきたモンサント、シンジエンタ、BASF等のバイオサイエンスは今年2月に離脱し、報告書に対しては、国際農業産業団体(CIPLI International)や米回国際ビジネス協会(USCIB)が批判的見解を発表している。
- (31) 飯田敬輔『国際政治雑談』東京大学出版会、2007年。
- (32) Hisano, S., 'A critical observation on the mainstream discourse of biotechnology for the poor', *Tailoring Biotechnologies*, Vol.1 (2), November 2005.
- (33) 最近、国際小農運動としてサイア・カンベシーナが注目されているが、同組織を含め、世界各地の小農・市民社会組織が「食料主権のための国際実行委員会」P(2007)を設立し、食料サミット開催と並行して国際フォーラムや提言をおこなうなど、国際機関・国際会合へのロビイ活動を展開している。

ひまの しゅうじ 1968年生まれ。京都大学大学院経済学研究科博士後期課程中退。北海道大学大学院農学研究科助手、フー・エン・タン大学社会科学部客員研究員を経て2005年より現職。博士(農学、北海道大学)。